

# 美郷町地域防災計画が策定されました

町地域防災計画は、国が定める災害対策基本法の規定に基づき策定され、計画の目的は、地域災害の予防や被害の拡大を防止することなど、住民の生命や身体、財産を被害から保護することにあります。



3月28日に役場六郷庁舎で行われた町防災会議

## 「自助」「共助」「公助」による防災活動

住民自らが災害から身を守る「自助」

地域社会がお互いに守り助け合う「共助」

行政の施策としての「公助」

突然発生する災害に対応するためには、「自助」、「共助」、そして「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成が必要です。

近年、地震、風水害等の災害発生件数が多く、本町でもいつ発生するか予測のつかない災害に対して、万全の体制を講じる必要があります。

特に、地震災害は季節にかかわらず突発的に発生するため、その襲来を予測し、それに備えることは非常に困難です。さらに地震災害は、同時多発的かつ複合的に被害をもたらすことから、地震災害への対応力を充実させることが地域の防災力を格段に強化することにつながると考えられます。これらをかんがみ「美郷町地域防災計画」は震災対策を主計画として策定されています。

### 地域ぐるみの防災対策

現在の本町の人口と世帯の推移は、他の自治体と同様に、人口のゆるやかな減少と、世帯数の増加という、核家族化の進展がうかがえます。

ここで課題となるのは、65歳以上の高齢者が増加し続ける一方で核家族化が急速に進み、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯及び乳幼児がいる若い世代のみの世帯が増加しており、災害時のみならず平常時からの「地域ぐるみの防災対策」が必要です。

### 災害時の応急対策

#### 震災応急対策における活動体制

町の地域で震度4以上の地震が発生した時は、町職員が定められた場所に集合し、被害状況の把握や応急対策を行います。また、震度6弱以上の地震

が発生した場合は、災害対策本部を設置し、町が有する機能の総力を挙げて応急対策を実施します。

また、一般災害についても、これに準じた活動体制が計画されています。

### 災害情報の収集と伝達

災害情報の収集及び伝達等による通信確保を図ることは防災活動上極めて重要です。現在整備されている消防・救急無線設備のほか、災害時に円滑な情報の提供が受けられるよう、町においてアマチュア無線を開局します。このため、町では昨年9月に広報を通じて町内のアマチュア無線資格取得者に登録を呼びかけており、災害時の情報伝達の方法についてさらに検討していきます。

### 医療救護活動



防災訓練で行われた患者の振り分け業務(トリアージ)の様子

災害の発生により医療機関の機能が低下した場合、あるいは交通の途絶により医療処置を受けることが困難となった場合、応急的な医療を行うために救護所を設置し、被害の状況に応じた適切な医療救護活動を行います。

### 消防防災ヘリコプターの活用と自衛隊災害派遣要請

地震発生時には、陸上交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集や救助活動などの緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用します。

また、大規模な災害が発生しまたは発生するおそれのある場合で、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難で、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合は、県知事に対し自衛隊の派遣を要請します。



県消防防災ヘリコプター

### 東京都大田区との防災協定

町と東京都大田区は昨年11月5日、「災害時における大田区と美郷町との相互応援に関する協定」(防災協定)を締結しています。これは、両区町のいずれかの地域で災害が発生し、独自では十分な応急対策が実施できない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的としています。

- ・ 食糧及び飲料水の供給
- ・ 応急物資(生活必需品)の供給
- ・ 応急対策等に要する職員の派遣
- ・ 被災者及び被災児童の一時受入れ

### 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に、直ちに法律の基準に基づき救助活動を実施します。

※災害救助法とは・・・災害時に仮設住宅の建設、食料の供給、生活必需品の配給などの応急的な措置を行い、住民の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした法律。

### 復旧計画

災害復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害が発生することを防止するための改良復旧を原則とし、災害が発生する原因となった自然的要因などについて詳細に検討し、総合的見地から緊急度の高い順に復旧にあたります。

### 過去に美郷町の地域に被害をもたらした地震

#### 陸羽地震の被害状況

- × 震央
- 断層線
- 40%以上の家屋の倒壊を生じた地域
- 10%以上の家屋の倒壊を生じた地域
- 1%以上の家屋の倒壊を生じた地域
- 振動の方法



明治29年の千屋断層を震源とする陸羽地震(震度6)では死者22人と大きな被害がもたらされました。また、大正3年の大曲市(現大仙市)を震源とする強首地震の余震(震度5)では死者1人の被害が生じています。近年では、昭和53年の宮城県沖地震、昭和58年の日本海中部地震などの被害が起きています。